

4. 事務分掌（令和6年4月1日）

上下水道局

総務課

- (1) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 要望及び陳情等に関すること。
- (5) 条例、規程等の整備及び審査に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) 秘書に関すること。
- (8) 日本水道協会及び日本下水道協会に関すること。
- (9) 組織及び事務分掌に関すること。
- (10) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (11) 職員研修に関すること。
- (12) 職員等の給与、旅費及び報酬に関すること。
- (13) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (14) 労働組合に関すること。
- (15) 情報システムの運用及び管理に関すること。
- (16) 情報システムの開発及び調整に関すること。
- (17) 情報セキュリティに関すること。

(契約監理室)

- (1) 契約事務の総合調整に関すること。
- (2) 工事等(工事及び測量、地質調査その他の建設工事に関する委託業務(建設工事に伴う補償に係る委託業務を含む。)をいう。以下同じ。)の入札、契約及び検査に関すること。
- (3) 物品の購入等の入札、契約及び検査に関すること。
- (4) 清掃、警備その他施設の維持管理委託業務の入札及び契約の指導に関すること。
- (5) 工事等の技術及び積算の調整に関すること。
- (6) 工事等の経費の縮減等に関すること。
- (7) 入札参加資格審査委員会、入札参加者等指名審査会、技術基準審査委員会及び水道用資機材審査委員会に関すること。
- (8) 技術の継承に関すること。

経営企画課

- (1) 収入、支払伝票等の審査に関すること。
- (2) 現金及び有価証券の出納運用に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (5) その他出納に関すること。
- (6) 予算の編成及び執行の総括並びにその他財政一般に関すること。
- (7) 財政計画に関すること。
- (8) 決算に関すること。
- (9) 企業債に関すること。
- (10) 市議会に関すること。
- (11) 経営に関すること。
- (12) 上下水道行政の総合企画に関すること。
- (13) 基本計画及びその実施計画に関すること。

- (14) 統計に関すること。
- (15) 広聴広報に関すること。
- (16) 上下水管路台帳総合システムの統括に関すること。
- (17) 普通財産に関すること。
- (18) 局所有財産の台帳整備に関すること。
- (19) 緊急用資材の出納保管及び不用品の処分に関すること。
- (20) 公用車の管理に関すること。
- (21) 庁舎の管理に関すること。
- (22) 公共下水道事業の総合調整計画、調査、立案及び認可に関すること。
- (23) 公共下水道事業に係る管渠整備計画に関すること。

営業課

- (1) 水道料金及び公共下水道使用料等に係る統計、分析及び企画に関すること。
- (2) 水道料金及び公共下水道使用料の調定、徴収及び滞納整理等に関すること。
- (3) 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関等との水道料金、公共下水道使用料及び受益者負担金に係る連絡調整に関すること。
- (4) 委託業務の設計、指導及び監督に関すること。
- (5) 公共下水道の供用開始に関すること。
- (6) 公共下水道に係る受益者負担金の賦課、収納及び滞納整理等に関すること。
- (7) 公共下水道の接続促進及び助成制度等に関すること。
- (8) 公共下水道の排水設備に関すること。
- (9) 給水装置に係る分担金及び手数料に関すること。
- (10) 給水装置工事の受付及び審査に関すること。
- (11) 給水装置工事の立会い及び検査に関すること。
- (12) 給水装置用材料の指定及び確認に関すること。
- (13) 指定給水装置工事事業者の指定、指導及び処分に関すること。
- (14) 給水設備に係る相談等に関すること。
- (15) 給水台帳の整備に関すること。
- (16) 貯水槽水道に係る指導、助言及び勧告に関すること。
- (17) 貯水槽水道台帳の整備に関すること。
- (18) 水道メーターの購入、保管、検定及び台帳整理並びに検定の有効期間が満了した水道メーターの取替えに関すること。
- (19) 水道メーター試験に関すること。
- (20) 水需要の拡大及び地下水転換対策に関すること。

水道維持管理課

- (1) 道路、河川等の占用許可の更新の申請に関すること。
- (2) 配水管図及び弁栓類台帳に関すること。
- (3) 漏水調査に関すること。
- (4) 給配水施設の修繕工事及び漏水箇所の探知に関すること。
- (5) 工事、委託業務等の設計及び監督に関すること。
- (6) 他事業に伴う配水管等の移設工事及び移設補償に関すること。
- (7) 公共事業等の立会申請の受付及び現地立会いに関すること。
- (8) 配水施設の維持管理に関すること。
- (9) 水圧低下、濁水等の水道相談に関すること。
- (10) 緊急用資材の管理に関すること。

水道整備課

- (1) 水道事業の総合整備計画、給水区域及び配水流量に関すること。
- (2) 水道事業に伴う用地取得に関すること。
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- (4) 国土利用計画法及び大規模土地取引に関すること。
- (5) 水源の開発調査及び取水計画並びに水利権に関すること。
- (6) 水道施設台帳の運用及び調整に関すること。
- (7) 開発団地に係る給水許可及び給水施設の引取りに関すること。
- (8) 開発団地等の受託工事に関すること。
- (9) 未整備地区の解消に関すること。
- (10) 净水施設及び配水施設の新設、改良工事等（一般土木及び配水管等の布設に限る。）に関すること。
- (11) 工事、委託業務等の設計及び監督に関すること。
- (12) 老朽管の更新に関すること。

浄水課

- (1) 取水、配水等に係る統計に関すること。
- (2) 配水施設の維持管理及び改良(一般土木及び配水管等の布設を除く。)に関すること。
- (3) 配水管システムの監視及び維持管理に関すること。
- (4) 工事、委託業務等の設計及び監督に関すること。
- (5) 浄水場の総合的運用、調整及び施設台帳に関すること。

(水管管理センター)

- (1) 浄水場の浄水施設及び排水処理施設の運転管理及び維持管理に関すること。
- (2) 浄水場の施設見学に関すること。
- (3) 浄水場の工事、委託業務等の設計及び監督に関すること。
- (4) 小規模浄水場の維持管理及び改良に関すること。
- (5) 水質の総合管理、検査、調査及び研究に関すること。
- (6) 水源の水質保全に係る調査等に関すること。
- (7) 水質検査結果の集計、解析、報告及び公表に関すること。
- (8) 浄水処理の指導及び研究に関すること。
- (9) 水質に係る啓発に関すること。
- (10) 水質の相談及び要望に関すること。
- (11) 貯水槽水道の水質に係る指導、助言及び勧告に関すること。

下水道整備課

- (1) 公共下水道事業に伴う用地取得及び補償に関すること。
- (2) 公共下水道事業の管渠整備に関すること。

下水道施設管理課

- (1) 公共下水道の占用許可に関すること。
- (2) 公共下水道の維持管理に関すること。
- (3) 公共下水道配管図に関すること。
- (4) 処理場及びポンプ場の建設に関すること。
- (5) 処理場及びポンプ場の維持管理に関すること。
- (6) 処理場及びポンプ場の建設に伴う用地取得及び補償に関すること。
- (7) 上下水道事業における用地業務の調整に関すること。